

苫小牧工業高等専門学校建設コンサルタント選定委員会規則

規則第88号

制 定 平成21年4月1日

一部改正 平成30年2月22日

(設置)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構工事等事務取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第93号。）第9条第2号の規定に基づき、建設コンサルタント選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- 一 公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準の決定
- 二 技術提案書の提出を求める者の選定
- 三 技術提案書を特定するための評価基準
- 四 技術提案書の特定

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総務課長
- 二 総務課課長補佐（財務担当）
- 三 財務係長
- 四 施設管理係長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、総務課長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の事務)

第6条 委員会の事務は、総務課において行う。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。